子母発 0 4 2 4 第 1 2 号 平成 3 1 年 4 月 2 4 日

公益社団法人日本産科婦人科学会 理事長 殿

厚生労働省子ども家庭局母子保健課長 (公 印 省 略)

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等 に関する法律」の施行について(協力依頼)

平素より厚生労働行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昭和23年制定の旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給に関し必要な事項等を定めた「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律(平成31年法律第14号。以下「法」という。)」が平成31年4月24日に成立し、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律に基づき都道府県に交付する事務費に関する政令」(平成31年政令第160号)及び「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律施行規則」(平成31年厚生労働省令第72号。以下「施行規則」という。)とともに、同日施行されました。

今後、厚生労働省としては、対象となる方からの請求に基づき、一時金の支給 事務を行うこととなりますが、本法の円滑な施行にむけて、貴会におかれまして も、下記の事項につき、御理解、御協力をいただくとともに、貴会会員に対し周 知していただきますようよろしくお願いします。

記

1. 請求者に係る記録の調査等

一時金支給の認定の判断は、請求者から提出のあった請求書その他の書類に加え、請求者が当時、優生手術等を受けたことについて、都道府県や関係機関に残っている記録、又はこれらの機関に在職している職員が知っている事実の聴取録に基づいて行うことになります。

旧優生保護法が施行されていた当時、国内の医療機関においては、優生手術に係る都道府県優生保護審査会への申請や、優生手術等が行われていた事実が

認められることから、請求者について、都道府県優生保護審査会への申請記録 や手術にかかるカルテ等の記録が医療機関に残っている可能性があります。

都道府県に記録が残っていない場合であっても、①医療機関に記録が残っているか、②医療機関に記録が残っていなくても、在職している医師や職員から 当該請求者に係る優生手術の実施に関する事実の聴取が得られるのであれば、 認定にあたっての重要な判断材料となります。

実際の医療機関への調査の依頼については、請求を受け付けた都道府県から個別の請求者ごとに行われます。そのため、実際の調査は、具体的に優生手術等が行われた時期が特定されている中、その範囲内で行っていただくことが基本になりますので、都道府県から調査依頼を受けた場合には、可能な限り速やかに調査していただき、回答していただきますようお願いします。

なお、本調査は法に基づくものであり、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第16条第3項第1号及び第23条第1項第1号により、利用目的の制限や第三者提供の制限の適用除外となります。

2. 診断書作成等

(1) 受診者への配慮等

施行規則において、本一時金を請求する際には、請求者は、「請求にかかる生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたかどうかについての医師の診断の結果が記載された診断書」を請求書に添付することとされています。

本一時金については、対象となる方の多くが、疾病や障害を抱えた方であることが想定されるとともに、診断書作成のために医療機関を受診することに心理的な抵抗があることも考えられます。この点を踏まえ、各医療機関においては、診断書の取得のために受診した方について、特段の配慮をお願いいたします。

(2)診断書の周知

診断書については、厚生労働省において、様式(別添1)を作成し、対象者の方や、請求受付の窓口となる都道府県に示しているところです。貴会におかれましても管下の医療機関等に対して、様式を周知していただき、必要に応じて医療機関にも備え付けていただきますようお願いいたします。

(3)診断書の作成料等

診断書の作成に関しては、一時金の支給認定後に請求者に対し、診断料及び診断書作成料が支払われます。請求者が診断料及び診断書作成料の支払い

を受けるにあたっては、請求書提出の際に、これらの額等が記載された支給申請書を添付する必要があります。これについても、厚生労働省で様式(別添2)を作成し、対象者の方や請求受付の窓口となる都道府県に示していますので、貴会におかれても管下の医療機関等に対して、様式を周知して頂き、必要に応じて、医療機関に備え付けていただきますようお願いいたします。

国から請求者に対して支払われる診断書の作成にかかる費用の上限は、施 行規則において、診断料については健康保険の診療方針及び診療報酬の例に より算定されるものとし、診断書作成料については5千円とされていますの で、御承知置きください。

3. 制度の周知

法において、国及び地方公共団体は、一時金の支給手続き等についての周知を行うこととされていますが、その際には、関係者の協力を得て行うこととされています。支給対象となる方に、効果的な周知を行うため、様々な場所や機会を通じて、周知を行っていきたいと考えております。貴会におかれても、例えば、管下の医療機関等でのリーフレット(別添3)の配布、医療機関の所在する都道府県の担当窓口の案内等、制度の周知にご協力いただきますようよろしくお願いします。

<添付資料>

別添1:旧優生保護法一時金支給請求に係る診断書

別添2:旧優生保護法一時金支給請求に関する診断料等支給申請書

別添3:旧優生保護法一時金支給法に関するリーフレット

別添4:旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等

に関する法律関係資料(関係法令・通知)

旧優生保護法一時金支給請求に係る診断書

1. 請求者情報

ふりがな		性別	生年月日
請求者 氏名		男・女	(大正・昭和・西暦) 年 月 日
請求者住所	〒 - 都・道 府・県	1	,

2	既往歷	ŧ
4	- M.1.T.///	ř

(有	• -	無)					

3. 自覚症状

(有	•	無)	
`	1.4		,,,,	,	

4. 手術痕

	男性	女性
手術の置図 示)		
位置や 長さ	(位置) (長さ)	(位置) (長さ)

5. 備考欄

※記入欄に書き切れない場合は、別紙にご	"記入いただき、添付してください。
ACTED THAT - E C SAME OF SOM E LOS (SAME C - C	THE TO THE CONTRACT OF THE CONTRACT OF

 医療機関名
 記載日時
 年
 月
 日

 住所
 担当医師
 印

旧優生保護法一時金支給請求に関する診断書作成料等支給申請書

一十	労働大F	5 配
字 十		マー ボダー

下記のとおり、	旧優生保護法一時金支給請求に関する診断書作成料及び診断料の支給
を受けたいので、	申請します。

受けたいので	で、申請します。			
年	月 日 請求者	氏名		ED
1. 請求	者の情報			チェック欄
※ 旧優生保護✓してください	— ○ いるいが 法一時金支給請求書の「1.請求者の情 」。	「報」と同一場合	は、右のチェック欄に	^z →□
ふりがな		性別	生年	月日
請求者 氏名		男•女	(大正・昭和・西暦年	·) 月 日
請求者	〒 - 都・道 府・県			
III/I		(電話番号)	()
2. 請求額	頭の情報			
5,000円をた、診断料	成料として、「4. 領収書欄」 超える場合は5,000円)につ として、「4. 領収書欄」に	いて、支給を 記載がある額	を請求します。 夏(その額の上限	ŧ ?
申請します。 ※ よろしけれ ※※ 診断料は	」 に、右のチェック欄に √ してください。 診療報酬点数表における初診料の所定点	京数相当額(平成		—→∐
	数表では2,820円) まで公費負担の対象 込みを希望する金融口座	えこみりみょ。		チェック欄
※ 旧優生保護	△0ヶ〜中 単 9 〜 〒 四 四 戸 法に基づく優生手術等を受けたことに対 する金融口座」と同一の場合は、右の5			
	銀行••	信用金庫	預金種目	金融機関コード
名称	その他・		普通・当座・貯蓄	
	· ·	5・支所 支 5・出張所 □ 5	5店コード □座番 	号(右詰で記載)
フリガナ	×I	i • 山坂川		
口座名義	<u> </u>	フリガナは、濁点	・半濁点も1文字とし	って記載ください。
4. 領収記	書欄 (医療機関において記載	してください	١)	
		収書		
	診断書作成料 金	円		
	診 断 料 金	円		
年	月日	医療機関名		רח
				ЕD

代表者氏名 ※診断料は、医療保険適用外の問診等を行った場合にのみ記載してください。

旧優生保護法による優生手術などを受けた方へ

- 〇 平成31年4月24日に、議員立法により「旧優生保護法一時金支給法(以下「法」という)」が成立し、公布・施行されました。
- 法の前文では、旧優生保護法の下、多くの方々が、生殖を不能にする手術・放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに対して、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする旨が述べられています。
- 法に基づき、優生手術などを受けた方に一時金を支給いたします。

1. 一時金の対象となる方について

以下の①または②に該当する方で、現在、生存されている方が対象となります。

- ① 昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に、旧優生保護法に基づき優生手術を受けた方(母体保護のみを理由として手術を受けた方は除きます)
- ② ①のほか、同じ期間に生殖を不能にする手術または放射線の照射を受けた方 (母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものでないことが明らかな手術などを 受けた方を除きます)

2. 一時金の請求手続きについて

- ・お住まいの都道府県の窓口に請求書を提出してください (郵送による提出も可能です)。
- ・請求書や添付書類(診断書・領収書)の様式は、厚生労働省のホームページに掲載しているほか、都道府県のホームページや窓口などでも入手できます。
- ・請求期限は、平成31年4月24日(法律の施行日)から5年以内です。

請求書の記載事項や添付書類について

- ●請求書には、様式に沿って、優生手術などを受けた医療機関の名称及び所在地、手術などを受けた年月日 (時期)、手術などを受けるに至った経緯などを記載して下さい。
- ●請求書を提出する際には、以下の資料を添付してください。
 - ・住民票の写しなど請求者の氏名、住所又は居所を証明する書類
 - ・優生手術などを受けたかどうかについての医師の診断の結果が記載された診断書
 - ・上記の診断書の作成に要する費用が記載された領収書など(一時金の支給が認められた場合、診断書作成費用が支給されます)
 - ・一時金の振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類(通帳やキャッシュカードの写しなど)
 - ・その他請求に係る事実を証明する資料(例:障害者手帳、戸籍謄本、関係者の陳述書、都道府県や医療 機関等から入手した優生手術等の実施に関する書類など)

3. 一時金の金額

- ・一時金の額は、320万円(一律)です。
- ・支給決定後、ご指定の金融機関の口座に独立行政法人福祉医療機構から振り込まれます。

4. お問い合わせ先

- ・具体的な一時金の請求や相談に関することは、お住まいの都道府県の窓口にお問い合わせくだ さい。各都道府県の窓口については、裏面をご覧ください。
- ・また、厚生労働省にも一時金の制度全般に関する電話相談窓口を設置しています。 裏面をご参照ください。



都道府県 受付·相談窓口一覧

平成31年4月24日現在

M	如法华伯		禹红巫口	A.I	如法中国		平成31年4月24日現在 東部采り
No.	都道府県	窓口	電話番号	No	都道府県	窓口	電話番号
1	北海道	旧優生保護法に関する相談支 援センター	0120-031-711(専用)	25	滋賀県	旧優生保護法一時金受付·相 談窓口	077-528-3653
2	青森県	旧優生保護法一時金受付·相 談窓口	017-734-9303 ※専用回線を準備中	26	京都府	京都府旧優生保護法一時金相談ダイヤル	075-451-7100(専用)
3	岩手県	旧優生保護法一時金受付·相 談窓口、県内各保健所	019-629-5456(子ども子育て支援課)の ほか県内各保健所 ※専用回線準備中	27	大阪府	旧優生保護法一時金受付·相 談窓口	06-6944-8196(専用)
4	宮城県	宮城県旧優生保護法一時金受付・相談窓口	022-211-2322(専用)	28	兵庫県	旧優生保護法専用相談窓口	078-362-3439(専用)
5	秋田県	旧優生保護法一時金受付·相 談窓口	018-860-1431(専用)	29	奈良県	奈良県旧優生保護法一時金受付·相談窓口	0742-27-8643(専用)
6	山形県	旧優生保護法一時金受付·相 談窓口	023-630-2459(専用)	30	和歌山県	旧優生保護法一時金受付·相 談窓口	073-441-2642(健康推進課)のほか県内 各保健所
7	福島県	旧優生保護法に関する相談窓 ロ	024-521-8205	31	鳥取県	旧優生保護法下で不妊手術を 受けられた方等の相談窓口	0857-26-7158
8	茨城県	旧優生保護法一時金受付·相 談窓口	029-301-3270(専用)	32	島根県	旧優生保護法一時金受付·相 談窓口	0120-012974(専用) 0852-22-6625(専用)
9	栃木県	旧優生保護法関係相談窓口	028-623-3064	33	岡山県	旧優生保護法相談窓口	086-226-7870(専用)
10	群馬県	旧優生保護法一時金受付·相 談窓口	027—226—2606	34	広島県	旧優生保護法一時金受付·相 談窓口	082-227-1040(専用)
11	埼玉県	旧優生保護法一時金受付·相 談窓口	048-831-2777(専用)	35	山口県	旧優生保護法一時金受付·相 談窓口	083-933-2946(専用)
12	千葉県	旧優生保護法一時金受付·相 談窓口(児童家庭課)	043-223-2332(児童家庭課)のほか県 内各健康福祉センター	36	徳島県	旧優生保護法一時金支給に関する受付・相談窓口	088-621-2300(専用)のほか県内各保 健所
13	東京都	旧優生保護法一時金受付·相 談窓口	03—5320—4206(専用)	37	香川県	旧優生保護法一時金受付·相 談窓口	087-832-3900(専用)
14	神奈川県	旧優生保護法に関する一時金 支給受付・相談窓口	045-210-4727 ※専用回線準備中	38	愛媛県	旧優生保護法一時金受付·相 談窓口	089-912-2405(健康増進課)のほか県 保健所
15	新潟県	旧優生保護法一時金受付·相 談窓口	025-280-5197	39	高知県	旧優生保護法一時金受付·相 談窓口	088-823-9727(専用)
16	富山県	旧優生保護法一時金受付·相 談窓口	076-444-3226(健康課) 076-444-3525(専用 5/20~)	40	福岡県	旧優生保護法一時金支給受付·相談窓口	092-632-5175(専用)
17	石川県	旧優生保護法一時金受付·相 談窓口	076-225-1495(専用)のほか県内各保健福 祉センター	41	佐賀県	旧優生保護法一時金請求相談 窓口	0120-525-856(専用)
18	福井県	健康福祉部子ども家庭課 県内各健康福祉センター	0776-20-0341(子ども家庭課)のほか県内各 健康福祉センター	42	長崎県	旧優生保護法一時金受付·相 談窓口	095-895-2445
19	山梨県	旧優生保護法一時金受付·相 談窓口	055-223-1360(専用)	43	熊本県	旧優生保護法一時金受付·相 談窓口	096-333-2352(専用)
20	長野県	旧優生保護法一時金受付·相 談窓口	026-235-7143(専用)	44	大分県	旧優生保護法相談窓口	097-506-2760(専用)
21	岐阜県	旧優生保護法一時金支給受 付·相談窓口	058-272-0877(専用)	45	宮崎県	旧優生保護法一時金受付·相 談窓口	0985-26-0210(専用)
22	静岡県	旧優生保護法一時金受付·相 談窓口	054-221-3157(専用)	46	鹿児島県	鹿児島県旧優生保護法一時金 受付·相談窓口	099-286-3374(専用)
23	愛知県	旧優生保護法一時金受付·相 談窓口	052-954-6009(専用)	47	沖縄県	保健医療部地域保健課母子保 健班	098-866-2215
24	三重県	旧優生保護法一時金受付·相 談窓口	059-224-2260(専用)	※ ₹	スロに関する詳	細は、厚生労働省ホームページや	や各都道府県のホームページなどをご確認下さ
	三十兴年		th 다스뉴랑호디스 및				

電話番号 03-3595-2575

受付時間 9:30~18:00 (月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。)

都道府県 受付・相談窓口一覧

平成31年4月25日現在

No.	都道府県	窓口	電話番号	FAX番号	メールアドレス等	平成31年4月25日現在 所在地
	北海道	旧優生保護法に関する相 談支援センター	0120-031-711(専用)		hofuku.kodomo1@pref.hokkaido.lg.jp	北海道庁7階子ども子育て支援課相談室内(札幌市中央区北3条西6丁目)
2	青森県	旧優生保護法一時金受付· 相談窓口	017-734-9303 ※専用回線を準備中	017-734-8091	KODOMO@pref.aomori.lg.jp ※専用アドレスを準備中	青森県庁北棟6階 健康福祉部こどもみらい課内(青森市長島1丁目1番1号)
3	岩手県	【専用相談ダイヤル】 旧優生保護法一時金受付・ 相談窓口 【各地域窓口】 県内各保健所	【専用相談窓口】 岩手県保健福祉部子ども子育て支援課(019-629-5456) ※ 専用ダイヤル開設準備中(5月頃設置予定) 【申請受付・相談窓口】 ○県央保健所(019-629-6565) ○奥州保健所(0197-22-2861) ○中部保健所(0198-22-4921) ○一関保健所(0191-26-1415) ○釜石保健所(0193-25-2702) ○宮古保健所(0193-64-2218) ○大船渡保健所(0192-27-9913) ○久慈保健所(0194-53-4987) ○二戸保健所(0195-23-9202)	019-629-5464	AD0007@pref.iwate.jp	【専用相談窓口】 ○岩手県保健福祉部子ども子育て支援課(岩手県盛岡市内丸10-1) 【申請受付・相談窓口】 ○県央保健所(岩手県盛岡市内丸11-1) ○奥州保健所(岩手県奥州市水沢区大手町5-5) ○中部保健所(岩手県花巻市花城町1-41) ○一関保健所(岩手県一関市竹山町7-5) ○釜石保健所(岩手県釜石市新町6-50) ○宮古保健所(岩手県宮古市五月町1-20) ○大船渡保健所(岩手県大船渡市猪川町字前田6-1) ○久慈保健所(岩手県久慈市八日町1-1) ○二戸保健所(岩手県二戸市石切所字荷渡6-3)
4	宮城県	宮城県旧優生保護法一時 金受付·相談窓口	022-211-2322(専用)	022-211-2591	kodomoj@pref.miyagi.lg.jp	宮城県行政庁舎12階1204会議室(仙台市青葉区本町3-8-1)
5	秋田県	旧優生保護法一時金受付· 相談窓口	018-860-1431(専用)	018-860-3821	hoken@pref.akita.lg.jp	秋田県庁本庁舎2階健康福祉部保健・疾病対策課内(秋田市山王4-1-1)
6	山形県	旧優生保護法一時金受付· 相談窓口	023-630-2459(専用)	023-625-4294	ykenfuku@pref.yamagata.jp	【相談窓口】山形県庁3階 健康福祉部健康福祉企画課内(山形市松波2-8-1)
7	福島県	旧優生保護法に関する相談窓口	024-521-8205	024-521-7747	kosodate@pref.fukushima.lg.jp	福島県庁西庁舎7階子育て支援課内(福島市杉妻町2-16)
8	茨城県	旧優生保護法一時金受付· 相談窓口	029-301-3270(専用)	029-301-3264	shoutai1@pref.ibaraki.lg.jp	茨城県庁14階子ども政策局少子化対策課内(茨城県水戸市笠原町978番6)
9	栃木県	旧優生保護法関係相談窓口	028—623—3064	028-623-3070	kodomo@pref.tochigi.lg.jp	栃木県庁本庁舎5階保健福祉部こども政策課(母子保健担当)内(宇都宮市塙田1 120)
10	群馬県	旧優生保護法一時金受付· 相談窓口	027—226—2606	027-223-6526	jidouka@pref.gunma.lg.jp	群馬県庁舎17階児童福祉課内(前橋市大手町1—1—1)
11	埼玉県	旧優生保護法一時金受付· 相談窓口	048-831-2777(専用)	048-830-4804	a3570-12@pref.saitama.lg.jp	埼玉県庁本庁舎4階健康長寿課内(さいたま市浦和区高砂3-15-1)
12	千葉県	旧優生保護法一時金受付· 相談窓口(児童家庭課)	043-223-2332	043-224-4085	https://www.pref.chiba.lg.jp/jika/boshi/ yuseihogo/toiawase.html	千葉県庁本庁舎13階健康福祉部児童家庭課内(千葉市中央区市場町1-1) ※本庁舎の外、県内健康福祉センター(保健所)での受付を検討中
13	東京都	旧優生保護法一時金受付· 相談窓口	03—5320—4206(専用)	03-5388-1401	S0410109@section.metro.tokyo.jp	東京都庁第一本庁舎27階中央 福祉保健局総務部企画政策課内(新宿区西新宿二丁目8番1号)

		1	T	1	Т	
14	神奈川県		045-210-4727 ※専用回線準備中		https://shinsei.e- kanagawa.lg.jp/kanagawa/uketsuke/dfo rm.do?acs=SF1383	神奈川県健康医療局保健医療部がん・疾病対策課内(横浜市中区日本大通7 日 本大通7ビル2階)
15	新潟県	旧優生保護法一時金受付· 相談窓口	025-280-5197	025-285-8757	ngt040240@pref.niigata.lg.jp	新潟県庁行政庁舎12階 福祉保健部健康対策課内(新潟市中央区新光町4-1)
16	富山県		076-444-3226(健康課) 076-444-3525(専用 5月20日から運用開始予定)	076-444-3496	akenko@pref.toyama.lg.jp	富山県厚生部健康課内(富山市新総曲輪1—7)
17	石川県	旧優生保護法一時金受付· 相談窓口	○専用ダイヤル(076-225-1495) ○石川県南加賀保健福祉センター(0761-22-0793) ○石川県石川中央保健福祉センター(076-275-2250) ○石川県能登中部保健福祉センター(0767-53-2482) ○石川県能登北部保健福祉センター(0768-22-2011)	076-225-1423	yuuseihogo@pref.ishikawa.lg.jp	○石川県庁行政庁舎8階健康福祉部少子化対策監室(石川県金沢市鞍月1-1) ○石川県南加賀保健福祉センター(石川県小松市園町ヌ48) ○石川県石川中央保健福祉センター(石川県白山市馬場2-7) ○石川県能登中部保健福祉センター(石川県七尾市本府中町ソ27-9) ○石川県能登北部保健福祉センター(石川県輪島市鳳至町畠田102-4)
18	福井県	健康福祉部子ども家庭課 県内各健康福祉センター	○福井県庁健康福祉部子ども家庭課(0776-20-0341) ○福井健康福祉センター地域保健課(0776-36-3429) ○坂井健康福祉センター福祉健康増進課(0776-73-0609) ○奥越健康福祉センター地域保健福祉課(0779-66-2076) ○丹南健康福祉センター健康増進課(0778-51-0034) ○丹南健康福祉センター(武生福祉保健部)健康増進課(0778-22-4135) ○二州健康福祉センター地域保健課(0770-22-3747) ○若狭健康福祉センター地域保健課(0770-52-1300)	0776-20-0640	kodomo@pref.fukui.lg.jp	○福井県庁健康福祉部子ども家庭課(福井市大手3丁目17-1) ○福井健康福祉センター地域保健課(福井市西木田2丁目8-8) ○坂井健康福祉センター福祉健康増進課(あわら市春宮2丁目21-17) ○奥越健康福祉センター地域保健福祉課(大野市天神町1-1) ○丹南健康福祉センター健康増進課(鯖江市水落町1丁目2-25) ○丹南健康福祉センター(武生福祉保健部)健康増進課(越前市文京2丁目13-39) ○二州健康福祉センター地域保健課(敦賀市開町6-5) ○若狭健康福祉センター地域保健課(小浜市四谷町3-10)
19	山梨県	旧優生保護法一時金受付· 相談窓口	055-223-1360(専用)	055-223-1475	kosodate@pref.yamanashi.lg.jp	山梨県庁本館5階子育て支援局子育て政策課母子保健担当内(甲府市丸の内1 —6—1)
20	長野県	旧優生保護法一時金受付· 相談窓口	026-235-7143(専用)	026-235-7170		長野県庁本館4階健康福祉部保健·疾病対策課内(長野市大字南長野字幅下69 2-2)
21	岐阜県	旧優生保護法一時金支給 受付·相談窓口	058-272-0877(専用)	058-278-3518	yusei-sodan@govt.pref.gifu.jp	岐阜県庁7階保健医療課別室(岐阜市薮田南2-1-1)
22	静岡県	旧優生保護法一時金受付· 相談窓口	054-221-3157(専用)	054-221-3521	kokatei@pref.shizuoka.lg.jp	静岡県庁西館3階こども未来局こども家庭課内(静岡市葵区追手町9ー6)
23	愛知県	旧優生保護法一時金受付· 相談窓口	052-954-6009(専用)	052-954-6920	kokoro@pref.aichi.lg.jp	愛知県庁西庁舎1階保健医療局健康医務部医務課こころの健康推進室内(名古屋市中区三の丸三丁目1番2号)
24	三重県	旧優生保護法一時金受付· 相談窓口	059-224-2260(専用)	059-224-2270	kodomok@pref.mie.lg.jp	三重県庁本庁舎2階子ども・福祉部子育て支援課内(津市広明町13番地)
25	滋賀県	旧優生保護法一時金受付· 相談窓口	077-528-3653	077-528-4857	eg00@pref.shiga.lg.jp	滋賀県庁新館3階健康寿命推進課内(大津市京町四丁目1番1号)
26	京都府	京都府旧優生保護法一時金相談ダイヤル	075-451-7100(専用)	075-414-4586	kyuho-ichijikin@pref.kyoto.lg.jp	京都府庁2号館2階健康福祉部内 旧優生保護法一時金相談窓口 (京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町)
27	大阪府	旧優生保護法一時金受付· 相談窓口	06-6944-8196(専用)	※現在専用回線を準備中	ysoudan@gbox.pref.osaka.lg.jp	大阪府庁本館6階健康医療部地域保健課内(大阪市中央区大手前2-1-22)

3-362-3439(専用) (
, 002 0409 (4 <i>M</i>)	078-362-3913	kenkouzoushinka@pref.hyogo.lg.jp	兵庫県庁1号館5階 健康増進課内(神戸市中央区下山手通5-10-1)
.2-27-8643(専用)	0742-27-8643	kenkou@office.pref.nara.lg.jp	奈良県庁本庁舎3階医療政策局健康推進課内(奈良市登大路町30番地)
歌山県庁本館1階健康推進課内 073-441-2642 南保健所内 073-483-8824 世保健所内 0736-61-0049 本保健所内 0736-42-5440 浅保健所内 0737-64-1294 切保健所内 0738-24-0996 辺保健所内 0739-26-7952 官保健所内 0735-21-9629 官保健所串本支所内 0735-72-0525	073–428–2325	e0412001@pref.wakayama.lg.jp	○和歌山県庁本館1階健康推進課内(和歌山市小松原通一丁目1番地) ○海南保健所内(海南市大野中939) ○岩出保健所内(岩出市高塚209) ○橋本保健所内(橋本市高野口町名古曽927) ○湯浅保健所内(有田郡湯浅町湯浅2355-1) ○御坊保健所内(御坊市湯川町財部859-2) ○田辺保健所内(田辺市朝日ヶ丘23-1) ○新宮保健所内(新宮市緑ヶ丘二丁目4-8) ○新宮保健所串本支所内(東牟婁郡串本町西向193)
取県福祉保健部さえあい福祉局福祉保健課 0857-26- 3 3 取県中部総合事務所福祉保健局健康支援課 0858-23-3146	い福祉局福祉保健課 0857-26-8116 ○中部総合事務所福祉保健局 0858-23-4803 ○西部総合事務所福祉保健局	福祉保健課 yuuseisoudan@pref.tottori.lg.jp 〇中部総合事務所福祉保健局 chubu-yuuseisoudan@pref.tottori.lg.jp 〇西部総合事務所福祉保健局	○鳥取県庁本庁舎2階福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課内 (鳥取市東町1丁目220番地) ○鳥取県中部総合事務所2号館1階福祉保健局健康支援課内 (倉吉市東巌城町2) ○鳥取県西部総合事務所東福原庁舎2階福祉保健局福祉支援課内 (米子市東福原1丁目1−45)
20-012974(専用) 52-22-6625(専用)	0852-22-6328	yuuseisoudan@pref.shimane.lg.jp	島根県庁第2分庁舎3階健康推進課内(松江市殿町2番地)
6-226-7870(専用)	086-225-7283	yuuseihogo@pref.okayama.lg.jp	岡山県庁5階保健福祉部健康推進課内(岡山市北区内山下2-4-6)
2-227-1040(専用)	082-502-3674		広島県庁本館5階健康福祉局子育で・少子化対策課子育で支援グループ(広島市 中区基町10-52)
3-933-2946(専用)	083-933-2759	a13300@pref.yamaguchi.lg.jp	山口県庁5階健康福祉部こども政策課内 (山口市滝町1-1)
提供福祉部健康づくり課(専用ダイヤル:088-621-2300) 協島保健所健康増進担当(088-602-8904) 「野川保健所健康増進担当(0883-36-9018) 「南保健所健康増進担当(0884-28-9876) 証決保健所健康増進担当(0884-74-7375) 長保健所健康増進担当(0883-52-1018) ・好保健所健康増進担当(0883-72-1123)	088-621-2841	kenkouzoushinka@pref.tokushima.jp	○保健福祉部健康づくり課(県庁2階) (徳島市万代町1丁目1番地) ○徳島保健所健康増進担当(徳島市新蔵町3丁目80) ○吉野川保健所健康増進担当(吉野川市鴨島町鴨島106-2) ○阿南保健所健康増進担当(阿南市領家町野神319) ○美波保健所健康増進担当(海部郡美波町奥河内字弁才天17-1) ○美馬保健所健康増進担当(美馬市穴吹町穴吹字明連23) ○三好保健所健康増進担当(三好市池田町マチ2542-4)
7-832-3900(専用)	087-806-0207		香川県庁本館17階 健康福祉部子ども政策推進局子ども家庭課内(高松市番町四 丁目1番10号)
一歌南出本浅坊辺宮宮 取取 202 7 7 9 健島野南波馬好	山県庁本館1階健康推進課内 073-441-2642 保健所内 073-483-8824 保健所内 0736-61-0049 保健所内 0736-42-5440 保健所内 0738-24-0996 保健所内 0739-26-7952 保健所内 0735-21-9629 保健所由本支所内 0735-72-0525 県福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課 0857-26-県中部総合事務所福祉保健局健康支援課 0858-23-3146県西部総合事務所福祉保健局福祉支援課 0859-31-9308	山県庁本館1階健康推進課内 073-441-2642 保健所内 073-483-8824 保健所内 0736-61-0049 保健所内 0736-61-0049 保健所内 0736-61-25440 保健所内 0738-24-0996 保健所内 0738-24-0996 保健所内 0739-26-7952 保健所内 0735-21-9629 保健所内 0735-21-9629 県中部総合事務所福祉保健局健康支援課 0857-26-116 〇中部総合事務所福祉保健局 0857-26-8116 〇中部総合事務所福祉保健局 0858-23-3146 ○ 0858-23-4803 ○ 0859-31-9308 ○ 0859-34-1392 ○鳥取県福祉保健節ささえあい福祉局福祉保健局 0859-23-19308 ○ 0857-26-8116 ○ ○中部総合事務所福祉保健局 0858-23-4803 ○ 0857-26-8116 ○ ○中部総合事務所福祉保健局 0858-23-4803 ○ 0859-34-1392 ○ 12974(専用) ○ 0852-22-6328 226-7870(専用) ○ 0852-22-6328 227-1040(専用) ○ 086-225-7283 227-1040(専用) ○ 086-225-7283 227-1040(専用) ○ 086-225-7283 (福祉部健康づくり課(専用ダイヤル・088-621-2300) 保健所健康増進担当(0883-36-9018) 保健所健康増進担当(0884-28-9876) 保健所健康増進担当(0884-28-9876) 保健所健康増進担当(0884-74-7375) 保健所健康増進担当(0883-52-1018) 保健所健康増進担当(0883-72-1123)	山県庁本館1際健康推進課内 073-441-2642 保健所内 073-43-8224 保健所内 073-40-1049 保健所内 073-641-294 保健所内 073-64-1094 保健所内 073-62-1940 保健所内 073-24-1986 保健所内 073-22-19629 保健所内 073-27-9629 県福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課 0857-26-1040 県中部総合事務所福祉保健局福祉支援課 0859-23-140 の585-23-3140 の585-23-3140 の585-23-4030 の西部総合事務所福祉保健局に設定 0859-31-9308 の859-34-1392 の12974(専用) -22-6625(専用) 0852-22-6328 0852-23-4030 0852-23-4030 0852-23-4030 0852-23-4030 0852-23-4030 0852-23-4030 0852-23-4030 0852-23-4030 0852-23-4030 0852-23-4030 0852-23-4030 08

38	愛媛県	旧優生保護法一時金受付• 相談窓口	【県庁】 〇保健福祉部健康増進課 089-912-2405 【県保健所】 〇四国中央保健所 0896-23-3360 〇西条保健所 0897-56-1300(内線317) 〇今治保健所 0898-23-2500(内線226) 〇中予保健所 089-909-8757 〇八幡浜保健所 0894-22-4111(内線285) 〇宇和島保健所 0895-22-5211(内線260)	【県庁】 089-912-2399 【県保健所】 ○四国中央保健所 0896-28-1043 ○西条保健所 0897-56-3848 ○今治保健所 0898-23-2531 ○中予保健所 089-931-8455 ○八幡浜保健所 0894-22-0631 ○宇和島保健所 0895-24-6806	healthpro@pref.ehime.lg.jp	【県庁】 〇保健福祉部健康増進課母子保健係(松山市一番町4丁目4—2) 【県保健所】 〇四国中央保健所 保健課地域支援係(四国中央市三島宮川4丁目6-53) 〇西条保健所 健康増進課難病・母子保健係(西条市喜多川796-1) 〇今治保健所 健康増進課難病・母子保健係(今治市旭町1丁目4-9) 〇中予保健所 健康増進課精神保健係(松山市北持田町132) 〇八幡浜保健所 健康増進課難病・母子保健係(八幡浜市北浜1丁目3-37) 〇宇和島保健所 健康増進課難病・母子保健係(宇和島市天神町7-1)
39	高知県	旧優生保護法一時金受付・ 相談窓口	088-823-9727(専用)	088-873-9941		高知県庁本庁舎4階 健康政策部健康対策課 周産期・母子保健推進室(高知市丸ノ内1-2-20)
40	福岡県	旧優生保護法一時金支給 受付·相談窓口	092-632-5175(専用)	092-643-3271		福岡県庁保健医療介護部健康増進課内 (福岡県福岡市博多区東公園7番 7号)
41	佐賀県	旧優生保護法一時金請求 相談窓口	0120-525-856(専用)	0952-25-7300		佐賀県庁旧館3階男女参画・こども局こども家庭課内(佐賀県佐賀市城内1丁 目1番59号)
42	長崎県	旧優生保護法一時金受付· 相談窓口	095-895-2445 ※別途専用回線を準備中	095-825-6470	s04820@pref.nagasaki.lg.jp	長崎県庁1階こども政策局こども家庭課内(長崎市尾上町3-1)
43	熊本県	旧優生保護法一時金受付· 相談窓口	096-333-2352(専用)	096-383-1427	yuusei@pref.kumamoto.lg.jp	熊本県庁新館2階健康福祉部子ども・障がい福祉局 子ども未来課内(熊本市中央区水前寺6丁目18-1)
44	大分県	旧優生保護法相談窓口	097-506-2760(専用)	097-506-1735	sodan12210@pref.oita.jp	大分県庁舎別館4階健康づくり支援課内(大分市大手町3-1-1)
45	宮崎県	旧優生保護法一時金受付· 相談窓口	0985-26-0210(専用)	0985-26-7336	kenkozoshin@pref.miyazaki.lg.jp	宮崎県庁3号館4階福祉保健部健康増進課内(宮崎市橘通東2丁目10番1 号)
46	鹿児島県	鹿児島県旧優生保護法一 時金受付・相談窓口	099-286-3374(専用)	099-286-5560	boshi@pref.kagoshima.lg.jp	鹿児島県庁行政庁舎4階くらし保健福祉部子ども家庭課内(鹿児島市鴨池新町10番1号)
47	沖縄県	保健医療部地域保健課母 子保健班	098-866-2215	098-866-2241	aa090701@pref.okinawa.lg.jp	沖縄県庁3階保健医療部地域保健課母子保健班(沖縄県那覇市泉崎1-2- 2)
				•		